

# 土 壌 関 係

## ○土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号 最終改正 令和2年4月2日環境省告示第44号)

項 目	環 境 上 の 条 件		測 定 方 法
	検 液 中 濃 度	農用地における基準	
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。		JIS K0102 の 38 に定める方法 (JIS K0102 の 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。) 又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有 機 燐	検出されないこと。		昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は JIS K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	0.01mg/L 以下		JIS K0102 の 54 に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L 以下		JIS K0102 の 65.2 (JIS K0102 の 65.2.7 を除く) に定める方法 (ただし、JIS K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあつては、JIS K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 素	0.01mg/L 以下	土壌中濃度 (田に限る。) 15mg/kg 未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅		土壌中濃度 (田に限る。) 125mg/kg 未満	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002mg/L 以下		平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、又は 5.3.2 に定める方法
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

項 目	環 境 上 の 条 件		測 定 方 法
	検 液 中 濃 度	農地における基準	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		シス体にあつては JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下		JIS K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下		JIS K0102 の 34.1 (JIS K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、JISK0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は JIS K0102 の 34.1.1c) (注 <sup>(6)</sup> 第 3 文及び 34 の備考 1 を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下		JIS K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
備 考			
<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>			